平成２５年（フ）第１００８８号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３－２－101
債務者　鮫島　恭子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９４号
神奈川県厚木市関口946－１　フォレスタＢ－202
債務者　春山　美穂（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９５号
千葉県流山市向小金２丁目261－10　マイメゾンＴ－102
債務者　寺岡　　晃
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９６号
東京都墨田区墨田１丁目４－５－410
債務者　岡戸八重子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９７号
東京都墨田区墨田５丁目47－22　田中
債務者　小木　伸夫
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０４号
東京都葛飾区東金町５丁目34－15　第二増田マンション103
債務者　酒川　健一
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０５号
東京都世田谷区船橋７丁目８－１－1024
債務者　武藤　朱美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０６号
千葉県習志野市香澄５丁目14－５－101
債務者　狐塚　雅美（旧姓竹内・渡邉）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０９号
東京都昭島市美堀町５丁目20－１－409
債務者　宮崎　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１１号
東京都葛飾区四つ木１丁目21－11－202
債務者　山口喜代子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１２号
東京都大田区多摩川１丁目26－４－202
債務者　池田美由樹
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１５号
東京都西東京市田無町７丁目13－24－202
債務者　本多　誠藏
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１７号
東京都大田区大森西１丁目12－12－202
債務者　金子　　務
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１２０号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目31－34－203
債務者　平良ルイスこと　タイラ　コラン　ルイス　アントニオ
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４号
東京都武蔵野市境南町１丁目25番４号エバーグリーン武蔵野202
債務者　原　　聖子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部